

施設に対する要請（一覧表）※措置区域のみ法第24条第9項による要請（その他地域は働きかけ）

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

○措置区域：那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市

○要請及び働きかけ期間：令和3年5月14日（金）～令和3年5月31日（月）

※下記の施設のうち飲食店等その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を別途行っている。

種類	施設例	措置等の内容
劇場等（第4号）	劇場	(1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ○営業時間短縮要請（法第24条第9項） 午前5時から午後9時の範囲内の営業とすること （飲食の提供は午後8時までとする） ※イベント開催以外の場合は午後8時までの範囲内
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会又は公会堂（第5号、6号）	集会場	(2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ○営業時間短縮の働きかけ (3) 入場整理等の実施とその旨をHPで公表 目的：施設内外の混雑回避 (実施例) ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容 ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館（第8号）	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動・遊技施設（第9号）	体育館	(1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ○営業時間短縮要請（法第24条第9項） 午前5時から午後8時の範囲内の営業とすること (2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ○営業時間短縮の働きかけ (3) 入場整理等の実施とその旨をHPで公表 目的：施設内外の混雑回避 (実施例) ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容 ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う (4) 無観客とする場合には、営業時間短縮の要請や働きかけの対象外とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場、空手道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	その他屋内スポーツ施設提供業	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	
博物館、美術館（第10号） ※他の補助メニューがあるため、「大規模施設等に対する協力金」の対象外	博物館	※図書館は対象外 ※「床面積」は、多数の者が利用する飲食店以外の建築物の床面積を指す（建築物以外、例えば、建築物の外側である屋外の敷地面積は床面積に含まれない。）
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設 (第11号)	性風俗店	(1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ○営業時間短縮要請(法第24条第9項) 午前5時～午後8時の範囲内の営業とすること (2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ○営業時間短縮の働きかけ (3) 入場整理等の実施とその旨をHPで公表 目的：施設内外の混雑回避 (実施例) ・出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等による混雑回避 ・一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	ライブハウス	
	場外馬(車・舟)券場	
商業施設 (第7号、12号) ※生活必需品は除く	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	※「床面積」は、多数の者が利用する飲食店以外の建築物の床面積を指す(建築物以外、例えば、建築物の外側である屋外の敷地面積は床面積に含まれない。)
	ペット美容室(トリミング)	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場 (集客活動を行い、来場を促すもの)	
	古物商(質屋を除く。)	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ	
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

【別紙2】県内全域営業時間短縮要請対象外

○業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請

種類	施設例	措置等の内容
医療施設 (※)	病院	営業時間短縮要請の対象外 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は以下のとおり。 1 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ●営業時間短縮要請（法第24条第9項） 2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ●営業時間短縮の働きかけ
	診療所	
	歯科	
	薬局	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	柔道整復	
生活必需品 販売施設	卸売市場	営業時間短縮要請の対象外 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場（※）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
住宅・宿泊 施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	営業時間短縮要請の対象外
	カプセルホテル	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舎	
	下宿	
	ラブホテル	
ウィークリーマンション		

交通機関等	バス	営業時間短縮要請の対象外
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等を含む）	
工場等	工場	営業時間短縮要請の対象外
	作業場	
金融機関・ 官公署等	銀行	営業時間短縮要請の対象外
	消費者金融	
	ATM	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	各種事務所	
	官公署	
その他	理髪店	営業時間短縮要請の対象外 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	
	銭湯（公衆浴場）（※）	
	貸倉庫	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣装屋	
	不動産屋	
	葬儀場・火葬場	
	質屋	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
	プライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
	ランドリー	
	クリーニング店	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	

【別紙3】県内全域＊営業時間短縮要請の対象外

○特措法施行令第11条関係施設（第1～3号、5号、7号一部、10号一部、11号、12号、13号）

種類	施設例	措置等の内容
学校（第1号）	幼稚園	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ・児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校は控えること ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること ・部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと（期間中、県内外における、練習試合や宿泊等については行わない 等） ・県教育委員会等の定めるガイドラインの遵守を徹底すること
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等（第2号）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等（第3号）	大学	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
集会場等（第5号）	葬祭場	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請

博物館等 (第10号)	図書館	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
商業施設 (第12号)	銭湯（公衆浴場）（※）	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	理容室	
	美容室	
	質屋	
	貸衣装者	
	クリーニング店	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	